

## 新型コロナウイルス関連情報（4月8日現在）

1 喫連邦保健省によれば、8日（水）15時現在、新たにオーストリア国内で333名の新型コロナウイルス（COVID-19）感染の確定症例及び30名の死亡事例が報告されました。これでオーストリアにおける確定症例は12,852名（内死亡数：273名，治癒数：4,512名）となります。

国内発生状況（州：累計確定症例数（前日比））

- ・チロル州 : 2,903名（+68）（内死亡46名，治癒1,370名）
- ・ニーダーエーステライヒ州 : 2,122名（+51）（内死亡42名，治癒646名）
- ・オーバーエーステライヒ州 : 2,037名（+46）（内死亡28名，治癒858名）
- ・ウィーン市（州） : 1,860名（+47）（内死亡58名，治癒292名）
- ・シュタイアーマルク州 : 1,423名（+51）（内死亡66名，治癒303名）
- ・ザルツブルク州 : 1,119名（+25）（内死亡20名，治癒361名）
- ・フォアアールベルク州 : 793名（+25）（内死亡5名，治癒463名）
- ・ケルンテン州 : 353名（+12）（内死亡5名，治癒148名）
- ・ブルゲンラント州 : 242名（+8）（内死亡3名，治癒71名）

（当館注：チロル州，シュタイアーマルク州で各6名，オーバーエーステライヒ州，ウィーン市で各5名，ザルツブルク州で4名，ニーダーエーステライヒ州で3名，ケルンテン州で1名の死亡数が新たに計上され，合計273名となりました。）

2 8日，ケスティンガー農業・地域・観光相は記者会見を開き，クルツ首相による段階的規制緩和計画の発表を受けた今後の観光に関する見通しについて発表を行いました。発表内容の詳細は以下のとおりです。

(1) 喫においては各種措置による感染拡大の鈍化を受けて段階的規制緩和が開始されるが、他国における感染終息、渡航規制解除の見通しは困難。夏の休暇を計画する際には国内で過ごすことを検討してほしい。

(2) レストランやホテル等観光・余暇の業種は5月中旬からの再開を予定。ただし、マスク着用等の衛生的予防措置が条件となる。詳細については4月末に決定する予定。

3 4日、当地 Presse 紙は、新型コロナウイルス対策による当国における犯罪情勢への影響を報じています。概要は以下のとおりですが、皆様もご注意ください。

(1) 現在、公共の場所への立ち入りは原則禁止されており、例外として、スーパーに行く、一人または同居人と共に外出するなど、5つの例外が規定されている。ほとんどの人がこのルールを守っている。それにもかかわらず、警察の介入が再三みられる理由は、大抵の場合、他人との距離を1メートル保つという規定が守られていないためである。新型コロナウイルス対策法に基づく反則事案のほとんどはウィーンで発生しており、3日までに、5,000件に上った。2位のオーバーエーステライヒ州と3位のチロル州は、それぞれ約2,000件であった。

(2) ピュルストル (Puerstl) ウィーン警察総監は、市役所に「厳しい」罰則を課すよう勧告した。実際には、規制に違反した場合、就業者は500ユーロ、若者や見習いは250ユーロを支払わなければならない。罰金の最高額は3,600ユーロである。

今後、警察は、政令により反則金命令を自ら出すことができるようになる。規則に違反し、感染の危険性を高めた者は即時に反則金を要求されることがありうる。この場合の反則金は最高90ユーロとなる。

(3) オレオレ詐欺 (Neffentrick) (当館注: 特殊詐欺の一種) と呼ばれるずうずうしい詐欺手口が行われている。犯罪者は、高齢者に電話をかけ、(消息不明と思われていた) 家族のふりをして、新型コロナウイルスの緊急の治療のために必要だとしてお金を要求してくる。また、現在「偽警察官」による自宅訪問も訴えが増加している。犯人は、高齢者を強盗が迫っているなど危険な状況であると信じさせ、貴重品を引き渡すように説得しようとする。

(4) 連邦刑事庁が発表した2019年上半期の最新の犯罪統計によると、インターネット犯罪は最も伸び率の高い分野であり、13,020件であった(2018年上半期は8,659件)。当該犯罪で最も一般的なものは、昔も今もインターネット詐欺であるが、新たな手口が見られている。見せかけのウェブショップで、消毒剤、保護マスク、薬などが提供されているが、注文してお金を払ってもお金を失うだけで結局何も届くことはない。

4 新型コロナウイルスは風邪と同様に、せきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策に努めてください。

なお、オーストリア保健・栄養安全機関 (AGES) は、新型コロナウイルスへの感染の疑いがない人については通常の石鹸で十分であると強調し、消毒液は医療目的で消毒が必要な人・機関により使用されるべきであるとしています。

参考: コロナウイルス感染予防措置

- ・定期的に、約30秒間石鹸で手洗いをする
- ・顔 (特に口、目、鼻) を指で触らない
- ・握手と抱擁を避ける
- ・鼻をかむ際、咳をする際は使い捨てティッシュに行くか、腕で口・鼻を覆って行う。ハンカチを使う場合は使用した後で捨てる。

**【参考】**

■ オーストリア保健省

○新型コロナウイルス情報（独語）

[https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-\(2019-nCov\).html](https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-(2019-nCov).html)

○新型コロナウイルス・ホットライン（独語・英語）

Infoline Coronavirus: 0800 555 621（月－金，9:00-17:00）

ウェブサイト：<https://www.ages.at/themen/krankheitserreger/coronavirus/>

■ 日本厚生労働省

○新型コロナウイルス関連情報

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

○新型コロナウイルスに関する Q&A

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

■ 世界保健機関（WHO）

○ウェブサイト：<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

（問い合わせ先）

○在オーストリア日本国大使館

住所：Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話：（市外局番01）531920

Fax：（市外局番01）5320590

ホームページ：[https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)